

但し、元来本件社債が無担保社債であること並びに既述の仕組みを併せて考えると、優先権の設定に向けての交渉は極めて厳しいものにならざるを得ないものと史料される。

3. チャンセリー社及びインバロ社間  
(a) チャンセリー社のインバロ社に対する貸出金については、それを明確に証するローン契約等は存在しないものの、インバロ社の清算人は£6千5百万相当額が貴会の勘定としてチャンセリー社を介し貸付金として受け入れたことを認めており、右認識に基づいて2004年6月1日付を以ってチャンセリー社及びインバロ社間「Deed of Acknowledgment」(承認契約)が締結され、インバロ社の保有する弁護士事務所に対する貸付金は貸出人は形式的・法律上はインバロ社であるが、経済的・実質的にはチャンセリー社に帰属することが確認されている。

(b) 他方インバロ社には、貴会勘定の£6千5百万以外にもメーブル社と思われる勘定としてチャンセリー社を介し£1千2百万が貸し出されていることから、2記載のとおり法的優先権を確保した現実的な回収可能性を高めるには、担保権の存在が極めて重要となる。

4. インバロ社

(a) インバロ社は、2004年6月22日付を以って破綻・清算し、清算人が選任されているが、インバロ社にはチャンセリー社を介した貸付金£8千万(金利相当額を含む。)相当額の負債が存在する他、英国の地方銀行に対する負債£1百万等が存在している他、他に実質的な負債は存在しない旨清算人が自認している。

(b) 他方、貸出資産(=貸出、residual 事業貸出)につき、£6千6百万程度記録上の貸出金が存在するものの、多くのケースで契約書自体が存在しないか、或いは契約書が存在しても記載が極めて不備であり、貸金の主張が困難であること

契約書記載の債務負担を否認し、或いは負債額を実質的な保険金相当額へ減額することを主張

(5) 貸出付を仮装した贈与・役員報酬との主張  
現に未だ訴訟が係属中であること等により、回収が極めて困難な状況にあるものである。

(c) インバロ社は、2004年6月21日付を以ってインバロ社が保有する前記貸出金を3(1)記載の Deed of Acknowledgment に基づいた認識を前提として、ストラットモア社 Deed of Assignment (譲渡証書) を以って譲渡した。右譲渡は法律上の貸付金の主体とインバロ社からストラットモア社に専ら債権回収を目的として移転するものであり、回収金はチャンセリー社に帰属するものであるとされている。

(d) インバロ社貸出金の回収については、ストラットモア社の回収作業に専ら依拠している状態であり、既述のとおり貸出自体に問題があるばかりでなく、ストラットモア社の会社の信用力と信憑性が益々問題となるばかりか、インバロ社の清算人、チャンセリー社以外の者が行う回収金の管理のチェックシステムが不可欠である。

(e) 仮にストラットモア社による回収による回収金が発生しても、チャンセリー社が右回収金を既に償還期限(2004年6月30日)が到来している本件社債の償還資金に充てる保障はなく、高金利のメーブル社の貸付金の返済に優先的に支払われたり、或いはインバロ社のビジネスモデルと同種の性格を有する事業に対し返済金額をより高めるといふ名目の下に再投資に向けられる可能性もあり、現にチャンセリー社は再投資を示唆している。

この再投資行為を法的にカナダ法に基づいて差し止めることは、極めて難しいと言われており、現実的には不可能に近いと思われる。

5. 本件社債

(a) 本件社債はその社債券面に記載されているとおり無担保社債であるばかりでなく、第1回目の償還につき、償還遅延がしても他の社債については期限の利益

を失うことなく(Cross Default 条項がない。)且つチャンセリー社の事前同意がない限り、本件社債の譲渡も禁止されているものである。

従って、今回の償還期限である2005年12月31日(償還金額£14億7千万円)迄は金20億円のみにつき法的に支払請求が可能な金額でしかなく、弁済期の到来したことによる債権保全もその範囲に限られることとなる。

加えて、前記2005年12月31日の償還期限については、2005年4月1日付アンダーソン・毛利・友常法律事務所(貴会宛)フアクシミリに添付されている2002年12月20日付の「M. Koda」署名に係る文書において貴会は償還日の270日以上前に償還請求通知の発出の旨の前記3記載の条項を格別承認していることから、貴会のこの意思表示についても疑義が残るものである。(当該文書は貴会において保管・管理されていた形跡がない。)

但し、期限が未到来であっても将来の債務不履行が明らかな特別の事情がある場合は、カナダ法上「anticipatory breach」という法理により、期限と同様に取り扱う場合もあり得る。

結論(私見)ここが本日一番重要なところだと思つのできちんと読ませていただく。

1. インバロ社のビジネスモデルは、発想においても、またその運用においても当初から法的疑義が伴うものであったばかりでなく、事業内容は創業時より必ずしも順調ではなく、R社がR社に実質的な事業移転がなされたときは、既に多くの問題が含まれていたことが考えられ、R社、J社、チャンセリー、ストラットモア社、チャンセリー、ストラットモア社の関与関係者、並びにチャンセリー社の設立の経緯、インバロ社とチャンセリー社の関係等を人的、資本的且つ構造的に検討する限り、関係関与者の言辞或いは見通し等に無条件に依拠することは困難であり、期限における償還もさることながら、現実的な資金回収の

可能性は極めて厳しいものと考えざるを得ない。

2. 今後貴会のチャンセリー社における優先権確保のため、或いはメーブル社の優先権否認のためさらに総額数千万円(アシヤースト法律事務所の見積り額では4千万円程度)単位の英国及びカナダにおける弁護士への報酬を覚悟した上、成否が必ずしも見えない当該交渉を進めるかにつき、費用対効果を見据えて慎重に検討すべきであると思料する。

3. 仮に既述のとおり最大の回収額としてチャンセリー社において£4千万(日本円で80億円)が見込まれたとしても、(a)メーブル社の貸付金の優先権の行使の可能性、

(b)インバロ社の清算人によるチャンセリー社とストラットモア社のインバロ社の貸出債権の譲渡行為を偏頗行為であるとの主張による原状への回復請求、これについては一番最初に私が徴求した清算人トニーマーフィー氏の報告書によると、清算人報告書では、この辺を既にちらつかせている。そのような意味ではその可能性があるとこのように示している。

(c) (b)の主張と連携した英国歳入庁による£1千2百万の租税額の優先的徴収、(d)本件社債につき、未だ大部分が償還期限未到来として回収資金をインバロ社の事業と類似の事業に再投資(再投資を仮装した資金隠蔽もあり得る。)に向けての可能性、(e)ストラットモア社による作爲的な高額の債権回収報酬請求の可能性等があり、この関係も考慮に入れておかなければならない。

4. 本件社債の償還に関する評価の要諦は、本件社債のスキームに関連して発生し、発生し得るべきことを「不注意」「偶然」という事象の積み重ねと見ていくか、或いは「作爲的」「必然的」な事象の結果に過ぎないと考えるかであり、弁護士堀裕は、本質的には後者であると確信していることから、1記載の冒頭の結論に達したものである。